

食べて応援！信州おいしい牛肉の消費拡大事業業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）が行う、「食べて応援！信州おいしい牛肉の消費拡大事業」に係る業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

急激な物価上昇に伴う消費者の生活防衛意識の高まりにより、県産牛肉の消費量が落ち込み、枝肉価格の下落が生じている中、輸入飼料価格の高騰による畜産農家の経営の悪化により、県産牛肉の生産基盤縮小が懸念されることから、販売店等における試食販売促進活動や宿泊施設等におけるフェアの開催を通じて県産牛肉の消費拡大を図ることを目的とする。

2 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

3 委託期間

委託契約の締結日から令和8年(2026年)1月30日までとする。

4 業務の概要

本事業により、県内の精肉販売店や宿泊施設等における県産牛肉の消費を伸ばすことにより、県内畜産農家の所得確保と経営安定化を図る。

(1) 事業の内容

ア 販売店等での県産牛肉販売促進活動

毎月29日に、県内の精肉販売店において専門販売員を設置して、消費者が県産牛肉の購買意欲が高まるよう試食販売を実施する。

実施期間 令和7年5月から12月の8回程度

実施個所数 各回おおむね10か所程度

※ 実施する精肉販売店については、各回実施2週間前までに農産物マーケティング室と協議した上で、実施すること。

実施する精肉販売店は、多くの消費者が買い物などに利用している店舗を選定すること。

イ 販売促進資材の作成

アの精肉販売店での試食販売では、店舗内での試食実演や販売コーナーが分かるポップや、家庭でも手軽に美味しくできる料理レシピを作成すること。また、料理レシピには、詳細な手順などを動画で見せられるようにするなど、工夫すること。

オの道の駅等でのイベントにおいては、出店するキッチンカーなどが掲出でき、県産牛肉を扱っていることが分かるポップなどを作成すること。

ウ SNS等インターネットを活用した県産牛肉や販売店等の情報発信

牛肉など食に精通したインフルエンサー等を活用して、当事業で実施するイベントや、生産者、県産牛肉に係る情報発信を行い、消費者や観光客などの高い関心を集めるようにすること。

また、イベント開催場所や店舗情報などは、Google Mapなどと連動して、フォロワーなどが訪れる際の参考となるように発信すること。

エ 宿泊施設等における県産牛肉フェアの開催

海外、県内外の観光客に対して、長野県の観光目玉の一つとなる県産牛肉を使った特別メニューのフェアを、県内宿泊施設等において実施すること。

実施する施設については、多くの外国人旅行者が訪れるエリアの中にあつて、積極的に県産牛肉を活用する意向があること。

また、ウのインフルエンサー等の情報発信に際して、積極的に協力等が可能であること。

実施個所及び回数については、オと併せて 10 回程度とし、施設の選定・実施時期に当たっては、予め農産物マーケティング室と協議を行った上で進めること。

オ 道の駅等と連携した県産牛肉メニュー販売イベントの開催

県内の道の駅やイベント広場、公共施設などの屋内外イベントなどにおいて、県産牛肉を使ったメニューを提供できるキッチンカーなどが出店し、県産牛肉の美味しさなどを観光客などに認識してもらえるように実施すること。

出店者については、今後も継続的に県産牛肉を積極的に活用する意向があること。

(2) 留意事項

事業の実施に当たっては、以下に留意するものとする。

ア 受託者は、本仕様書に定めるほか、企画提案で提案のあった内容により計画的に事業を実施すること。

イ 契約締結後、受託者は本事業の実施計画書（スケジュール、実施体制等）を委託者に提出すること。

なお、委託者は、実施計画書の提出があつたときは、内容が適正と認めるときはそれを受理すること。

ウ 委託者は、感染症等の拡大や自然災害等により事業実施が困難と考えられる場合は、委託者と協議し、その判断を委ねるものとする。

エ 受託者は、事業を円滑に推進するための運営体制図を整備し、イの実施計画と併せて委託者に提出すること。

オ 受託者は、持続的に県産牛肉の消費が拡大していくために、事業の実施において県内食肉事業者と連携を図って実施すること。

カ 受託者は、事業の進捗状況を把握するため、原則として毎月 1 回程度委託者と打合せを行い、その打合せ内容を記録すること。

キ 受託者は、本事業の目的を達成するために、本仕様書及び企画提案書に基づく実施計画書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき又は業務の内容を変更する必要があるときは、委託者と協議を行うものとする。

ク 受託者は本事業の実施に当たり、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について委託者に協議し、承諾を得なければならない。

ケ 事業実施する店舗等については、暴力団または暴力団関係者でないこと。

(3) 問合せ対応

受託者は、委託期間中は、受託業務に関する消費者及び店舗、食肉事業者などからの問合せに対応すること。

5 業務等の報告

(1) 実施計画報告等

受託者は、3の(2)のイの実実施計画及びエの運営体制図の提出は、契約の日から20日以内に委託者に提出するものとする。

(2) 進捗状況等報告

受託者は、3の(2)のカのほか、委託者から要求のあった場合には、速やかに進捗状況を報告するものとする。

(3) 完了報告

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた委託業務完了報告書及び成果品を令和8年(2026年)2月13日までに委託者に提出しなければならない。

6 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後、本業務の総括責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。

(2) 成果品については委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い再検査の合格をもって完了とする。

(3) 完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で補正を行わなければならない。

7 成果品

契約書第7条の本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 業務報告書(A4版で作成のこと。)1部。

(2) 上記の資料等のデータが保存された電子媒体(MicrosoftWord、Excel又はPowerPoint形式及び、これらをPDF形式に変換し、CD-R等に保存したものとする。なお、これらのソフトによらない場合は協議すること)1部。

(3) 成果品は、別に定める委託業務完了報告書に付して提出するものとする。

(4) その他、成果品として必要と認められるもの。

8 成果品の帰属

(1) 本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前有していたものを除き、委託者に帰属する。著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。

(2) 委託者は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。

9 その他業務の実施のために必要な事項

(1) 個人情報取得・保護・管理等

- ・ 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- ・ 受託者は個人情報の保護には十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- ・ 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（2）その他

- ・ 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、長野県農政部農産物マーケティング室の指示に従わなければならない。
- ・ 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、長野県農政部農産物マーケティング室と協議しなければならない。
- ・ 本委託業務の実施による文章、画像、映像その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- ・ 成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者はその加工及び2次利用をできることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- ・ 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

（3）注意事項

- ・ 受託者は、本業務の事業目的を達成するため、効率的に運営すること。
- ・ 受託者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに委託者に連絡するとともに、必要な措置を講じること。
- ・ 委託事業に関する苦情等については、受託者が責任を持って対応すること。
- ・ 委託者は、本業務の処理について、受託者に意見を述べるができる。